

## 内部統制基本方針（改訂第3版）

当社は、「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」に基づき、グループ全体で適正に業務を遂行します。また、以下の項目を中心とした取り組みにより、TQM 活動を通じた維持と改善を繰り返し、業務品質の向上については会社の経営品質の向上に努めます。更に SDGs のゴールを見据え、持続可能な企業価値向上を目指します。

- a. 『リスク対応の為の実務、指導・牽制、監査の役割分担（3つのライン）』等の考え方を織り込んだ業務の仕組みの構築
- b. グループ内での業務に関する役割責任の明確化と、子会社の自律化の実現
- c. TQM活動や業務標準についての教育制度の充実と、それによる全体のレベルの底上げ

これらを通じて高い倫理観を持った人材を増やし、実効性のある組織を構築することでフタバの目指す内部統制を実現します。

### 1. 取締役・会社から委任された一定分野の業務執行責任者（以下、執行責任者）が法令及び定款に適合する職務を遂行するための体制

「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」及び企業倫理に関する規程を定め、法令及び定款に適合する企業の姿勢を取締役・執行責任者とも共有します。

- ① 取締役・執行責任者に対する教育研修の場を設けます。
- ② 取締役会等意思決定の過程においては、規程に定めた付議事項について十分な議論を行ったうえで適正な意思決定を行います。

### 2. 取締役・執行責任者の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役・執行責任者の職務の執行に係る文書・情報（電磁的記録を含む）は、規程に定めたルールに基づいて管理します。

### 3. 会社経営に関するリスクの管理体制

安全・品質・環境・企業倫理等、会社経営に関するリスクに対し社内の専門組織・会議体を設置し、その活動を通じて整備・運用を行います。

- ① 予算制度等による資金管理を実施するとともにその運用や見直しの際は、付議基準や役割責任を定めた規程に従って必要な会議体で承認を得たうえで業務を行います。
- ② 資金の流れや管理の体制を文書化するとともに、適切な資産管理に努める等、適切な財務報告の実施に取り組み、適時適切な情報開示を実施します。
- ③ 災害等発生時のマニュアル整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保等を行います。
- ④ IT を駆使したグループでの情報活用の高度化を実施する為にセキュリティ対策を織り込んだネットワークを構築します。

### 4. 取締役・執行責任者の職務執行が効率よく実施されるための体制

中長期の方向性を定めた方針及び会社方針を基に組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。

- ① 部門の業務・役割と責任を定めた諸規程に基づき、執行責任者に業務執行権限を与えて、機動的な意思決定を図ることで、職務の効率性確保に努めます。

#### 5. 従業員が法令及び定款に適合する職務を遂行するための体制

「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」及び企業倫理に関する規程等を定め、従業員に対しての教育研修等を通じて、周知徹底します。

- ① 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施する為のガイドラインを定め、それを徹底します。
- ② 内部監査を担当する組織を設置しています。当該部署は各部門から独立しており、その監査結果を適宜取締役会へ報告するとともに監査結果を関係者にフィードバックし、改善提言と再発防止策のフォローアップを行います。
- ③ 内部通報制度として「フタバヘルプライン」を設け、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。

#### 6. グループ全体で適正に業務遂行するための体制

子会社へ「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」及び企業倫理に関する規程等を展開し、従業員に対しての教育研修等を通じて、周知徹底します。

- ① 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施する為のガイドラインを定め、それを徹底します。
- ② 会社間の意思決定における役割責任及び事前承認事項を明確化した規程に基づき子会社の経営上の重要事項に関しては、当社の取締役会等において審議します。また、子会社取締役への人員派遣等による子会社経営への指導・チェック・サポートを行います。
- ③ 子会社が設置する内部通報窓口や、当社が設置する「フタバヘルプライン」等を通じて、子会社の法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。

#### 7. 監査役を補佐する従業員に関する事項 及び同従業員の独立性確保

監査役室を設置し、監査役の職務を補佐しています。監査役は、監査役室の人事・組織について事前に同意することにより、独立性を確保します。

#### 8. 取締役・執行責任者、従業員及び子会社の取締役等が監査役に対する職務執行状況等の報告をするための体制

取締役・執行責任者、従業員及び子会社の取締役等は、監査役からの求めに応じて、適宜必要な情報を報告します。

- ① 特に会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
- ② 取締役・執行責任者、従業員及び子会社の取締役等からの監査役への通報については、通報した者に不利益となるような取り扱いを行いません。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会等の重要な会議への出席、重要文書の閲覧等、経営状況を適宜把握できる体制を確保します。

- ① 監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等と定期的に意見交換する体制を確保します。
- ② 当社は、監査役会が決定した規則に基づき申請された監査費用等を負担します。

以上

(2020年9月24日 取締役会にて承認済み)